

- 1 議案名 徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令について
- 2 提案理由 学校教育法施行規則の一部が改正され、改正内容のうち高等学校及び特別支援学校高等部において「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改めることについて平成31年4月1日以降入学生から適用する特例が定められたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。

条 例 等 立 案 表

<p>題名 徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令</p>	<p>課(室)名 学 校 教 育 課</p>
	<p>担当者名 助 道 和 雄</p>
	<p>電話番号 三 一 三 四</p>
<p>改正理由 学校教育法施行規則の一部が改正(平成三十四年四月一日施行)され、改正内容のうち高等学校及び特別支援学校高等部において「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改めることについて平成三十一年四月一日以降入学生から適用する特例が定められたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 学校教育法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うこととした。 二 この訓令は、平成三十一年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	
<p>関係法規 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(平成三十一年文部科学省令第三号) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」(平成三十年文部科学省令第二十八号)</p>	<p>考 備</p>
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否</p>	

徳島県教育委員会訓令第 号

各 県 立 学 校

徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年 月 日

徳島県教育委員会

教育長 美 馬 持 仁

徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令

徳島県立学校処務規程（昭和四十九年徳島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のよう  
に改正する。

別表中「及び総合的な学習の時間」を「総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間  
」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

改正後	現行
<p>別表</p> <p>副校長等の所掌に係る専決事項</p> <p>副校長(本校)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる事項に係る軽易かつ定例的なものを処理すること。</p> <p>1 各教科、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導</p> <p>2 各教科、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間以外の教育活動</p> <p>3 5 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>副校長(分校)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる軽易かつ定例的なものを処理すること。</p> <p>1 各教科、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導</p> <p>2 各教科、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間以外の教育活動</p> <p>3 10 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>教頭</p> <p>一 次に掲げる事項に係る軽易かつ定例的なものを処理すること。</p> <p>1 各教科、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導</p> <p>2 各教科、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間以外の教育活動</p> <p>3 5 (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>別表</p> <p>副校長等の所掌に係る専決事項</p> <p>副校長(本校)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる事項に係る軽易かつ定例的なものを処理すること。</p> <p>1 各教科及び総合的な学習の時間の指導</p> <p>2 各教科及び総合的な学習の時間以外の教育活動</p> <p>3 5 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>副校長(分校)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる軽易かつ定例的なものを処理すること。</p> <p>1 各教科及び総合的な学習の時間の指導</p> <p>2 各教科及び総合的な学習の時間以外の教育活動</p> <p>3 10 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>教頭</p> <p>一 次に掲げる事項に係る軽易かつ定例的なものを処理すること。</p> <p>1 各教科及び総合的な学習の時間の指導</p> <p>2 各教科及び総合的な学習の時間以外の教育活動</p> <p>3 5 (略)</p> <p>二 (略)</p>

## 徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令について

学校教育課

### 1 改正の理由

学校教育法施行規則の一部が改正（平成34年4月1日施行）され、改正内容のうち高等学校及び特別支援学校高等部において「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改めることについて平成31年4月1日以降入学生から適用する特例が定められたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。

### 2 改正の概要

副校長（本校）、副校長（分校）及び教頭の所掌に係る専決事項のうち「各教科及び総合的な学習の時間の指導」を「各教科、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導」に、「各教科及び総合的な学習の時間以外の教育活動」を「各教科、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間以外の教育活動」に改める。

### 3 施行期日

平成31年4月1日